

不法無線開設でトラック運転手摘発、北海道

Edited By LogisticsToday On 2017/06/27



北海道総合通信局は27日、釧路方面池田警察署と共同で、車両に開設された不法無線局の取り締まりを同日に行い、1人を電波法違反容疑で摘発したと発表した。

摘発されたのは帯広市在住の男性（45）で、トラックに無線局の免許を受けずにアマチュア無線用の無線設備を設置し、不法無線局を開設した。

電波法では、不法無線局の開設に対する罰則として「1年以下の懲役又は百万円以下の罰金」と定められている。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/293262>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.